

印紙税の実務

- 印紙税法における「契約書」の意義
- 「課税文書」に該当するか否かの判断
- 主な課税文書の留意事項 等

講師 税理士・高崎商科大学特任教授 ^{すずき おさむ} 鈴木 修氏

日時 平成30年6月18日（月）午後2時00分～午後5時00分

印紙税は、日常の経済取引に伴って作成する契約書や領収書などに課税される税金で、現在、20種類の文書が課税の対象とされています。

大手企業においても印紙税の認識不足等により多額の課税漏れが税務調査で指摘されるといった報道もなされています。

本セミナーにおいては、印紙税法における契約書の意義、課税文書に該当するか否かの判断や、課税文書として作成されることの多い請負に関する契約書（2号文書）、継続的取引の基本となる契約書（7号文書）等を中心に、実務上の留意点等について、具体例を示しながら分かり易く解説します。

I. 印紙税の課税対象、「課税文書」とは何か

II. 「契約書」の意義、課否判定の基本的な考え方等

III. 主な課税文書の取扱いと留意事項

IV. 課税庁の執行方針、税務調査対応等

講師紹介

- ・大蔵省（現：財務省）主税局税制第一課（法人税等担当）、札幌国税局課税第二部消費税課（消費税・印紙税等間接諸税担当）を経て、現在税理士。
- ・高崎商科大学商学部・同大学大学院 特任教授（税法・税務会計論担当）
- ・公益財団法人公益法人協会 専門委員・主任研究員
- ・所属学会（日本税法学会、日本私法学会、信託法学会、税務会計研究学会、非営利法人研究学会、日本会計研究学会 他）

※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。



開催日

平成30年6月18日(月)
14:00~17:00

会場

茅場町・グリーンヒルビル
金融財務研究会本社 セミナールーム

東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8

TEL 03-5651-2030

地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅

6番出口より徒歩1分

(開場は開演の30分前です。)

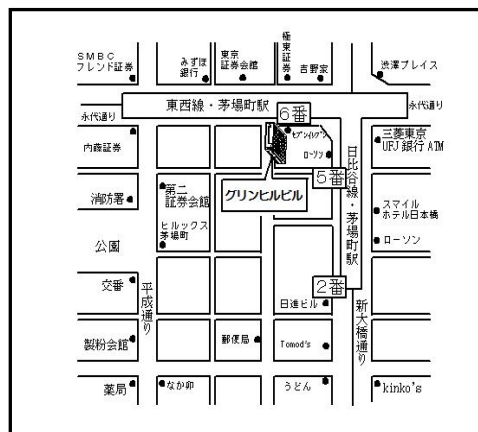
1名につき34,300円

(消費税、参考資料を含む)

1社2名以上同時に参加お申込みいた

だいた場合、お2人目から1名につき29,000円。追加申込みの場合は
その旨ご記入下さい。

参加費



申込先

金融財務研究会 ホームページ <http://www.kinyu.co.jp/>

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリーンヒルビル

TEL 03-5651-2030

FAX 03-5695-8005

申込方法

ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄から
もお申込みいただけます。折り返し、受講証と請求書を郵送致します。参加費は下
記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に
合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)参加費の払戻しは致し
ませんので申し込まれた方がご都合の悪い時は代理の方がご出席下さい。又当日
ご参加になれなかった場合、当社および経営調査研究会主催の他のセミナーに無料
でご出席いただけます。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の
時は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお問い合わせいたします。)
ご記入いただきました個人情報、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催される
セミナーのご案内等に使用します。

振込口座

普通預金 口座名 (株)金融財務研究会

三菱UFJ銀行 本店	1642356	三井住友銀行 本店営業部	7397637
三菱UFJ信託銀行 本店	2818151	みずほ銀行 東京営業部	1427715
三井住友信託銀行 本店営業部	2993982	りそな銀行 東京営業部	1693669

切らずにこのままお送り下さい

FAX 03-5695-8005

印紙税の実務

6 / 18

参加申込書

平成30年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい

*セミナーコード 1127 (Tax-301127)	会社名	TEL FAX			
	所在地	E-Mail 〒			
	参加者ご氏名	部課名			
	〃	〃			
	〃	〃			
	〃	〃			
	書類送付先 (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX		

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。